

平成29年事業者のための
土壌汚染基礎講座

土壌汚染の指定区域に おける管理と工事

岡山県環境文化部環境管理課



1

もう一度おさらい...

土壌汚染による健康被害 と区域指定について



2

健康被害が生じるリスク【直接摂取リスク】

有害物質を含む土を口などから直接摂取することによるリスク



例：子どもが砂場遊びをしているときに手に付いた土壌を口にする、風で飛び散った土壌が直接口に入ってしまう場合

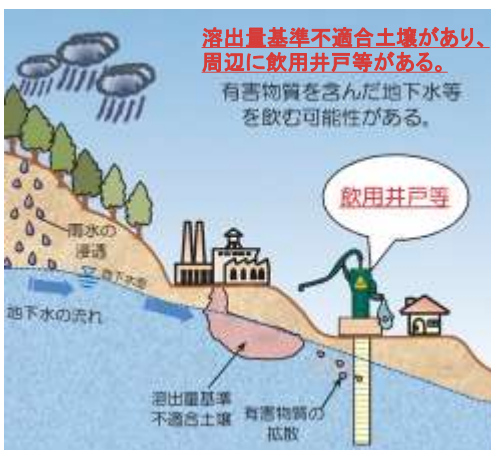


出典：土壤汚染対策法のしくみ(環境省・(公財)日本環境協会)

3

健康被害が生じるリスク【地下水等経由の摂取リスク】

土に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を飲むことによるリスク



例：土壤汚染が存在する土地の周辺で、地下水を飲むための井戸が存在する場合

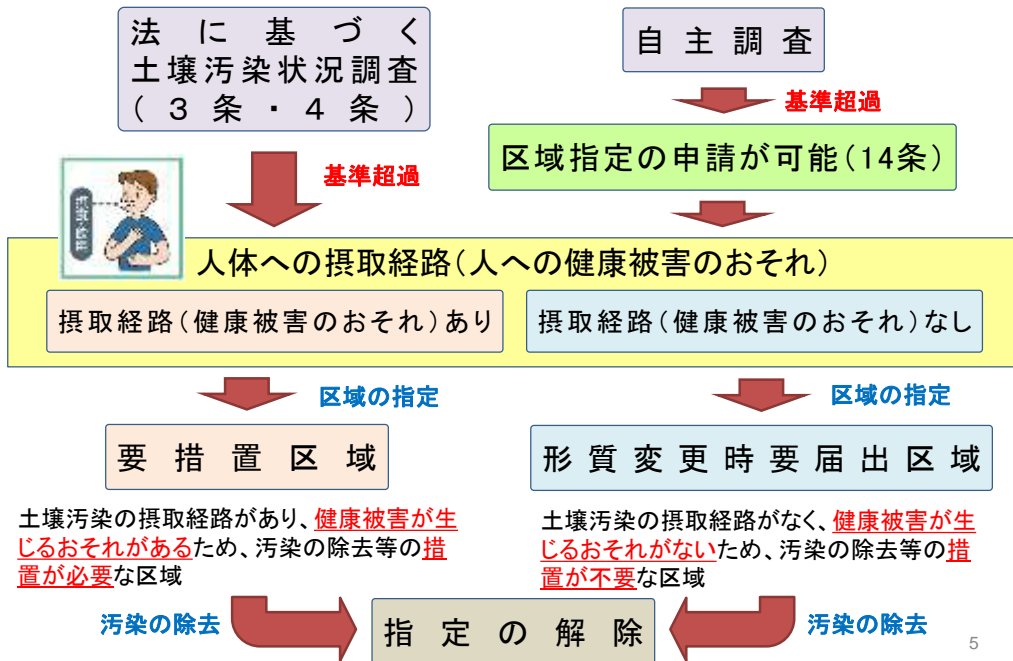


出典：土壤汚染対策法のしくみ(環境省・(公財)日本環境協会)

4

指定区域の種類

出典: 事業者が行う土壌汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン((公財)日本環境協会)



形質変更時要届出区域における規制



©岡山県 ももっち・うらっち

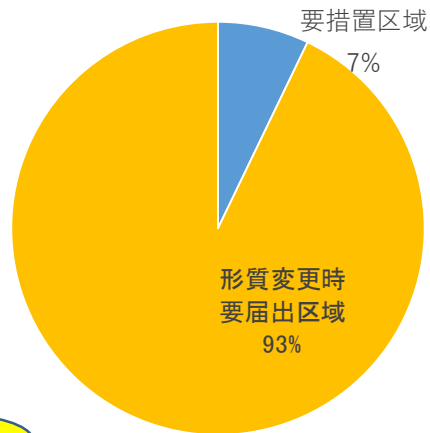
県内における区域指定の数

要措置区域 2件(7%)

形質変更時要届出区域
26件(93%)

全体の93%が措置の必要がない形質変更時要届出区域

疑問:区域指定されたら土地の
改変が規制されるのでは?



平成28年12月末現在
岡山市・倉敷市・新見市の区域を含む。

7

形質変更時要届出区域に係る規制の概要

形質変更時要届出区域内で形質変更を行おうとする場合

発注者は工事着手日の14日前までに知事への届出が必要

施行方法が環境省令の基準に適合しないと知事が認める場合

知事は発注者(届出者)に対して施行方法の計画変更を命ずることができる

8

事前の届出が不要な場合

通常の管理行為・軽易な行為等

- 形質変更の面積が10㎡以上の場合は深さ50cm未満である場合など

区域指定の際に既に着手された工事

- 区域が指定された日から14日以内に事後届出が必要

非常災害のために必要な応急措置

- 形質変更を行った日から14日以内に事後届出が必要



事前の届出が不要な場合、施行方法に関する規制（次スライド）は適用されない。

9

形質変更時要届出区域

施行方法に関する規制

汚染土壌又は特定有害物質の飛散、揮散、流出を防止するための必要な措置が講じられていること。

- 工事範囲を事前にテントやシートで覆う。
- 工事区域に適宜散水する。
- 工事排水は、排水処理施設等で適切に処理する。 … など

形質変更に当たり、汚染土壌が区域内的の帯水層（地下水を含む地層）に接しないようにすること。

- 形質変更により汚染土壌が帯水層に接することにより新たな汚染が懸念されるため、施行方法が規制される。

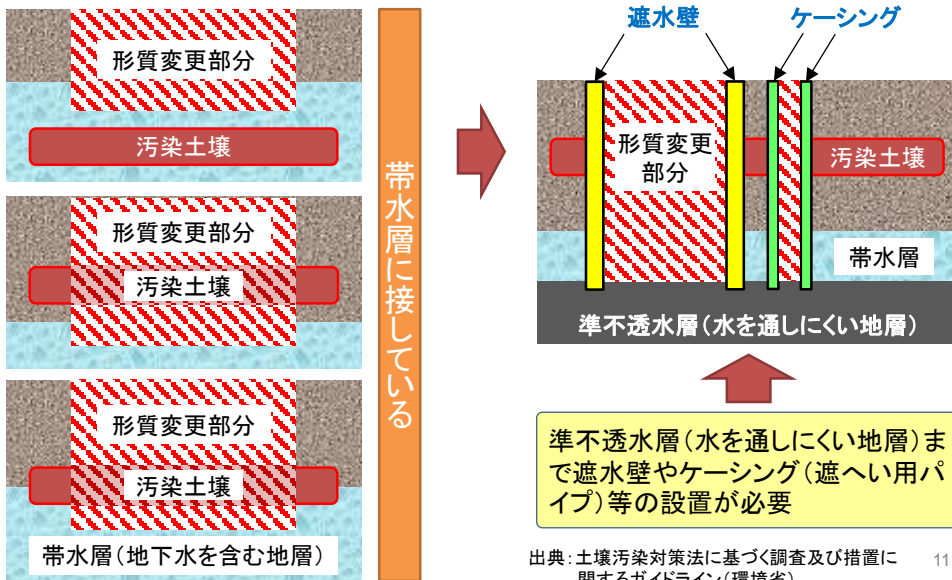
形質変更の後、汚染除去等の措置が講じられた場合と同等以上に健康被害が生じるおそれがないようにすること。

- 現状復旧など当初の措置と同等の措置が必要となるため。

10

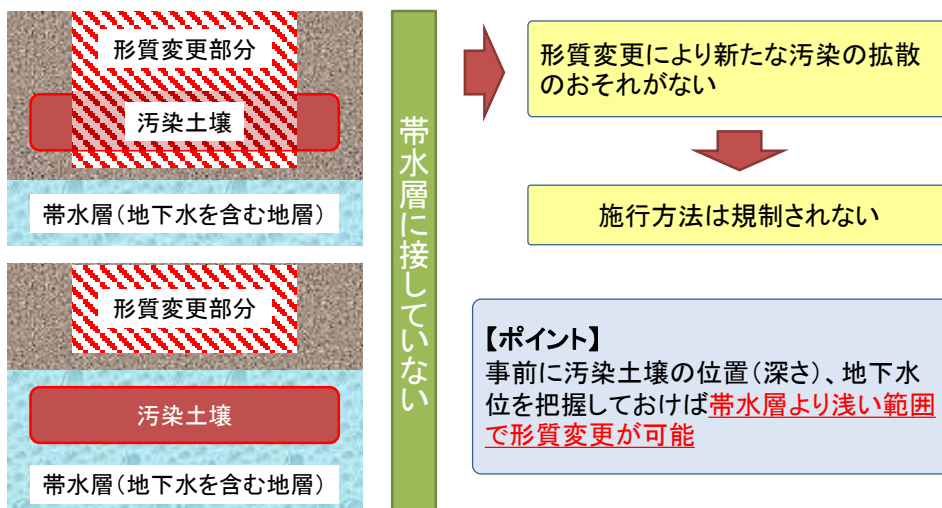
形質変更時要届出区域

帯水層に接する場合の施行方法



形質変更時要届出区域

帯水層に接しない場合(施行方法に規制なし)



形質変更時要届出区域 での適正管理の事例



©岡山県 ももっち・うらっち

13

指定区域内における適正管理の事例

土壌汚染の発見の端緒

- 道路工事に際し、工事区域の一部にかつてのガソリンスタンドが存在していたことが発覚
- 土地の所有者が自主的に土壌調査を行ったところ、1地点から土壌溶出量基準を超える鉛が検出
- 汚染は深さ1～1.5m及び2.6～3.2mに存在することが判明

区域指定の手続

- 土地の所有者は、土壌汚染対策法第14条に基づき、区域の指定を県に申請
- 周辺に飲用井戸等が存在しないため、県では「形質変更時要届出区域」に指定

14

指定区域内における掘削工事への対応

工事の方法

- 工事区域は最終的にアスファルトで舗装
- ただし、形質変更時要届出区域の一部を1.1m程度掘削する必要あり

区域内における形質変更の届出

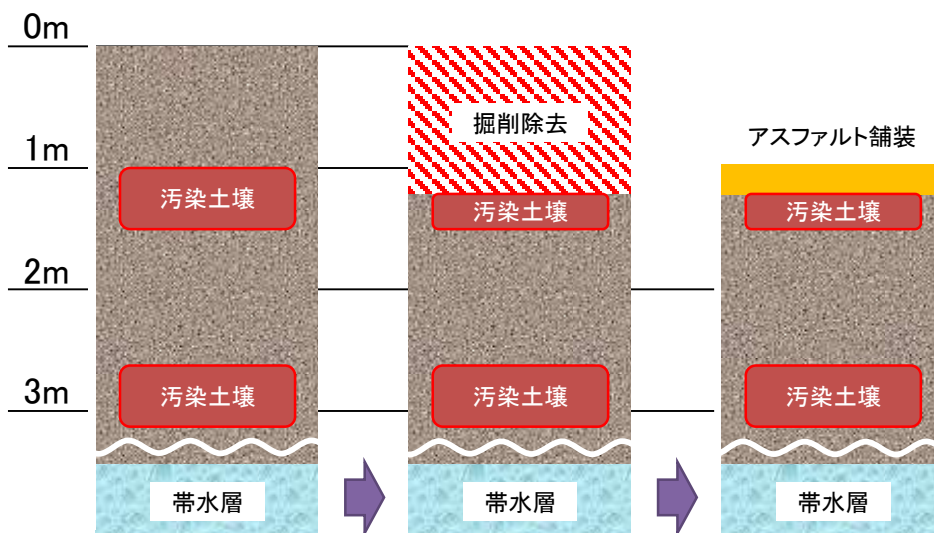
- 形質変更時要届出区域内における掘削のため、施工者は、県に対し事前に「指定区域内における形質変更の届出」を提出

掘削工事の実施

- 事前の土壌調査で帯水層(地下水を含む地層)の深さが3mより深いことを把握
- 掘削の深さ(1.1m)が帯水層に達しないため、工法の制限なく工事が可能

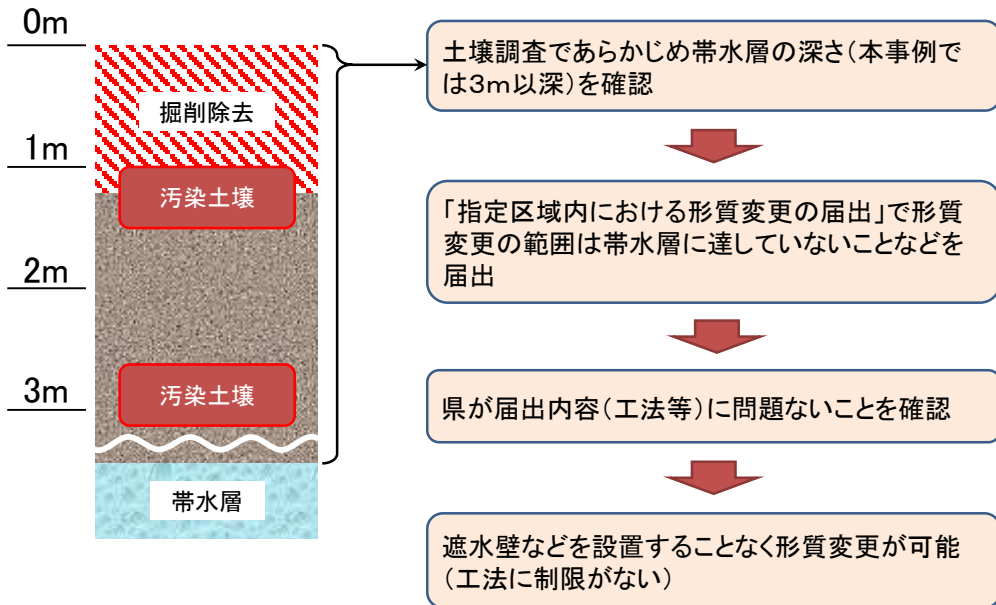
15

掘削工事の実施例



16

本事例のポイント



17

ご清聴ありがとうございました



©岡山県 ももっち・うらっち

18